

石狩北部地区消防事務組合監査第2号

令和5年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年8月22日

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 岸 本 護

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 大 塚 裕 樹

監査報告の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課にも備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出ください。

令和 5 年度

定期監査結果報告書

石狩北部地区消防事務組合監査委員

1 監査期間

令和5年6月2日から令和5年6月30日まで

2 監査範囲

令和5年度監査等計画に基づき、令和4年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

【対象部署・実施期間】

対 象 部 署	抽 出 課	実 施 期 間
消防本部	予防課	6月2日～6月30日
当別消防署	予防課	〃
新篠津消防署		〃
石狩消防署	予防課	〃

【監査項目・対象書類】

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務		調定、納入通知など、収入に関する書類
②旅費の支給事務		旅行命令簿、復命書など、旅費に関する書類
③支出事務 ア 報酬、イ 報償費、ウ 需用費、 エ 役務費、オ 委託料（予定価格20万円未満）、カ 使用料及び賃借料、キ 備品購入費（予定価格20万円未満）、		選任、支出に関する決定書、執行決議書などの支出に関する書類
ク 負担金及び交付金		負担金の支出及び補助金等交付申請書など、補助金の支出に関する書類
消防本部	・石狩北部地区幼年少年婦人防火委員会	
当別消防署		

	新篠津消防署	・ 消防団運営交付金
	石狩消防署	・ 石狩市樽川少年消防クラブ ・ 石狩市厚田少年消防クラブ
④契約事務（予定価格 20 万円以上）		執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類
	消防本部	
	当別消防署	
	新篠津消防署	消防車両タイヤ一式購入、除雪用ホイルローダ借上、職員用被服更新購入、新採用職員用被服一式購入、訓練用安全マット購入、水難救助用資器材一式購入、消防用ホース購入、新篠津消防署東側車庫オーバードア修理、消火栓修理、モノクロ複合機借上料
	石狩消防署	少年消防クラブ用活動服購入

3 監査方法

監査の実施にあたっては、監査対象部署から、あらかじめ関係書類の提出を求めた。また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、関係する職員から説明を受けた。

4 監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

指 摘 事 項

組合全体 6 件

【文書指摘】 6 件

【口頭指摘】 なし

消防本部 1 件

【文書指摘】 1 件

(1) 補助経理簿について（需用費）

補助経理簿（需用費：消耗品費）の月日に未記入の箇所がある。

当別消防署 2 件

【文書指摘】 2 件

(1) 支出事務（執行決議書）

執行決議書の規格等に詳細な数量を記載すること。

(2) 手数料収入簿（歳入）

修正テープを使用した訂正が見受けられるが訂正印を用いて処理をすること。

新篠津消防署 2 件

【文書指摘】 2 件

(1) 支出事務（執行決議書）

女性消防団用のワイシャツを購入しているが、当該物品は消耗品に該当すると考えられるため、次回以降の予算で考慮すること。

(2) 支出事務（執行決議書）

本団決裁欄の押印をすること。「班長」、「部長」が不在であれば斜線
をすること。

石狩消防署 1 件

【文書指摘】 1 件

常備

(1) 支出事務について（需用費）

・少額執行決議書において、発注年月日、完了月日が印字されている。